

お薬の新しい 受け取り方 はじまりました



- ① 国の制度として、令和4年4月から「リフィル処方せん」が導入されました
- ② 例えば、長いあいだ同じ薬を飲んでいるなど病状が安定し、通院をしばらく控えても大丈夫と**医師が判断した場合**が対象です
- ③ 医療機関で処方せんを毎回もらわず、**同じ処方せん**を薬局で最大3回まで**繰り返し使用**できる仕組みです。くわしくは、医師にお聞きください

投薬量に限度のある医薬品や湿布薬はリフィル処方せんにできません

仙台卸商健康保険組合



健康保険組合連合会

特設サイトを
ご覧ください

